

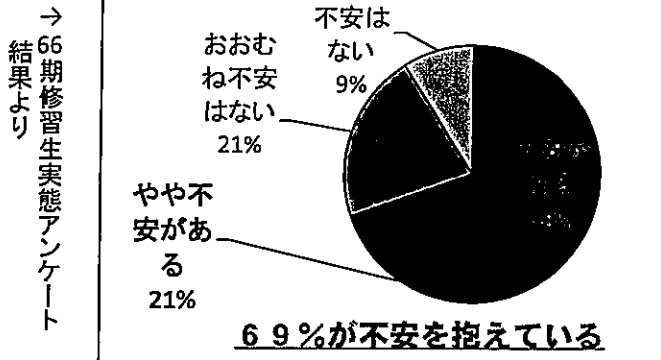
## □経済的不安が修習の妨げに

◇修習生の自主的研鑽活動や実務修のための活動時間が減少(※)

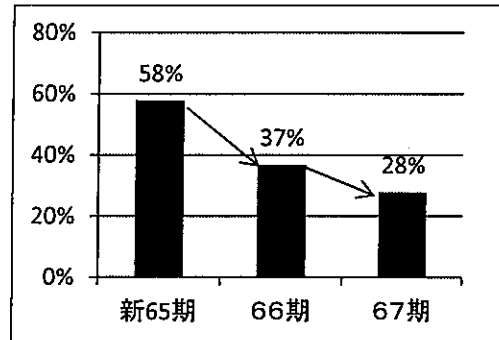
### □無給であることが修習の妨げになっている

- ・「給費がないためかなり節約しており、勉強に必要な本も十分に買えない」
- ・「負担の大きい遠方の勉強会や講習への参加をためらってしまう。」
- ・「生活費を削りながらの修習は充実したものにならない」
- ・「貸与制なのに残業してやるべきほどの課題を与えないでほしい」(※67期修習実態アンケートより)

▼修習期間中の経済的状况



▼自己研鑽活動(修習生間での勉強会)を行った人の割合↓



## □貸与制導入の前提となった事情の変化

◇司法試験合格者3000人を目指す閣議決定は撤廃

司法試験合格者数(修習予定者)は年々減少傾向 H24/2102人 → H25/2049人 → H26/1810人

## □修習生の修習専念義務に対応する経済的補償が必要

- ◇修習生は修習に専念義務すべき立場にあり、そのための経済的な補償が必要
- ◇希望の如何にかかわらず、指定された配属地で実務修習をしなければならない

### □給費制を求める声が多い

- ・「修習が義務である以上給費制を復活させて欲しい。このままでは修習に専念できない。」
- ・「金持ち以外、法曹を目指す人がいなくなってもおかしくない不合理な制度。何とか給費制に戻してもらいたい。」
- ・「法曹の養成は国家としての義務。給費制の復活を望む。」
- ・「今後、優秀な人材をこの業界に参入させるためには、貸与制という負担の大きい制度はおかしいと思う。」(※)

## 私たちの求めるもの

□給費の実現・積極的経済的支援(修習手当の創設)を

□修習を更に充実させ、修習に専念し得る環境の整備が必要

(※)当連合会が実施し、第67期司法修習生1975人から回答を得た「第67期司法修習生実態調査アンケートの結果より抜粋

日本弁護士連合会